HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	児童福祉施設の措置変更の特徴と背景に関する研究
Author(s)	齊藤, 雅章
Citation	教育福祉研究, 22, 53-62
Issue Date	2017-11-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/67825
Type	departmental bulletin paper
File Information	53-0919-6226-22.pdf



Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

[Journal of Education and Social Work No.22 2017
教育福祉研究　第22号　2017]

児童福祉施設の措置変更の特徴と背景に関する研究

齊　藤　雅　章

1．研究目的と背景

児童相談所では、家族から子どもを分離しなければならないと判断した場合、社会的養護の場である児童福祉施設（児童養護施設、乳児院等）や里親への入所措置を行うが、入所した施設や里親のもとでの生活の継続が困難となった場合や、他の場所で生活をさせる方が望ましいと判断される場合には、家庭復帰ができない子どもを他の児童福祉施設や里親に入所措置先を変更すること（措置変更）がある。

措置変更が行われると、子どもにとっては慣れ親しんだ生活環境や人間関係が変わることで不安定な状態に置かれ、周囲の支援の方法も変わり、養育の継続性が保てなくなる[1)]。場合によっては、子どものその後の人生にも様々な影響を及ぼすことにも繋がっていく。しかし、措置変更に焦点を当てた調査・研究は少なく、実態が明らかにされていないことが多い。

筆者は児童相談所に勤務している。児童相談所では既存の社会的養護の資源を含め最善と考えられる処遇を選択し、施設入所が必要な場合は入所措置決定を行うが、中には他の施設へ措置変更せざるを得ない子どももいる。その背景には、一体何があるのか、どのような子どもが措置変更されるのかといった関心が、研究の動機である。

本研究では、児童相談所の児童記録票から措置変更が行われた事例に着目し、措置変更の特徴や背景について検証を行う。

2．研究の視点および方法

（1）先行研究の検討

これまでの先行研究では、乳児院からの措置変更に着目した研究[2)]や施設で対応困難となった子どもに着目した研究[3)]が見られたが、措置変更の全体像について着目した研究は、伊藤ほか（2016）[4)]を除きほとんど見られず、大久保・山本（2013）など一部を除いては、措置機関である児童相談所の視点に基づいて論じられているものが少ない。このことから、本研究では児童相談所の資料を用いて、措置変更の特徴や背景がどのようなものであるのか検証を行う。

（2）研究方法

児童相談所は、子どもが施設に入所する際の措置決定機関であり、子どもの相談や通告を受理した場合は、児童記録票（以下「児童票」）を作成している。児童票は子どもの措置変更になる際の状況を調べるのに最も適している。このことから、児童相談所の児童票を分析する。

具体的には、調査に協力をいただいているA県F児童相談所の児童票の中から特定の5年間に着目し（20××年度～20××年度＋5年）、児童票から必要事項を転記の上、個人が特定されることのないよう処置を行い、措置変更についての調査を行う。

A県F児童相談所で、5年間で施設入所措置された子どもの総数233人（延べ248件）のうち「措置変更あり」24人（延べ29件）を分析対象とする。

重複ケースがあるため、「措置変更あり」では入所時と措置変更時、「措置変更なし」では入所時と退所時について着目し、その都度説明を加える。

ただし、児童票によっては、必ずしも記載されていない内容もあるため、情報が抜け落ちているものについては、この限りではない。

（3）倫理的配慮

収集したデータについては統計的に処理を行い、結果の公表に際して個人が特定されることのないように十分に配慮した。なお、本調査については、北海道大学大学院教育学研究院の倫理審査委員会の承認を得ている。

（4）研究の視点

本研究では、研究の視点として次の点に着目する。

一つは、措置変更の状況。「措置変更あり」24人について、措置変更の理由や措置変更時の年齢、世帯種別について整理する。

もう一つは、措置変更された子どもの環境。措置変更される子どもは、どのような環境に置かれていたのか、その特徴や背景について検証する。

3．措置変更された子どもの状況と環境

ここでは、措置変更された子どもの状況と環境について検証する。

（1）措置変更の状況

表1は、「措置変更あり」24人の特徴を見るため、施設間の移動を軸に、措置変更の理由、年齢、世帯種別について整理したものである。

表1からは以下のことが読み取れる。

措置変更の理由に着目すると、次の5つのタイプに分類できる。

制度上の問題による措置変更は、2歳まで乳児院のみに見られている。

乳児院では年齢に制限があることから、このような傾向になることがうかがわれる。

施設の対応困難による措置変更は、他の子どもや職員への暴力、器物破損、無断外出、性加害、不登校等により、これ以上の養育の継続が困難であると施設や里親から児童相談所に措置変更の要望があったものである。施設の対応困難による措置変更は、多くの施設種別（里親、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設（以下「情短施設」[5]））で見られ、本来、自立支援や治療による改善を目的としている児童自立支援施設や情短施設でも対応困難となり、措置変更となっているケースが見られている。

状態の改善による措置変更は、児童自立支援施設から児童養護施設について見られる。児童自立支援施設は、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、自立を支援することを目的とするが（児童福祉法第44条、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第84条）、児童自立支援施設での子どもの状態の改善は、施設役割が果たされたものと見られる。

施設側の事情による措置変更は、当初希望する施設が満床であり、やむを得ず他の種別の施設に入所措置したが、後から希望する施設種別に空きができたため措置変更となったケースや、施設の体制上の問題や、里親の不調等から措置変更されたケースが見られた。里親から里親、障害児入所施設から障害児入所施設等、同じ施設種別への措置変更が見られ、状況によっては他の施設種別では対応困難なケースが見られている。

その他の理由による措置変更は、保護者が面会に行きやすくなるように近くの施設への措置変更を希望し、児童相談所でも今後の家族再統合の視点からそうした方が良いと判断したケース（「保護者の希望」）や、子どもを暫定的にある施設種別に措置し、一定機関をそこで様子を観察した上で適切な施設種別に措置変更したケース（「将来を見据えた対応」）が見られた。

年齢に着目すると、乳児院では先述のとおり措置変更は2歳までに行われており、施設の性質上年齢制限があるためと見られる。里親では、年齢が比較的小さい頃に措置変更されているケースが多いが、ある程度大きくなってからの措置変更も見られる。児童養護施設、児童自立支援施設、情短施設からの措置変更は年齢が大きくなってから見られる。

世帯種別に着目すると、いずれの措置変更でも母子世帯が多い。

施設間の移動で見ると、乳児院から児童養護施設よりも里親へ措置変更されているケースが多い[6]。

なお、今回の調査対象には、乳児院と児童養護

表１　措置変更の状況（措置変更時点）

		措置変更の理由										年齢												世帯種別					
		制度上の問題	施設の対応困難	状態の改善		施設側の事情	その他の理由			計	0歳	1歳	2歳	7歳	8歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	計	母子	父子	実父母	養父・実母	継父・実母	計
				進学	状態の改善	施設の空き状況	施設側の事情	保護者の希望	将来を見据えた対応	特別養子縁組前提																			
乳児院	乳児院→里親	1						1		1	3	2		1								3	3					3
	乳児院→養護	1									1		1									1		1				1
里親	里親→里親		1				1			1	3	1	1	1								3	2		1			3
	里親→養護		1			1	1		1		4		1	2		1						4	1		1	1	1	4
障害	障害→障害						1				1		1									1			1			1
養護	養護→里親		1					1			2				1				1			2	2					2
	養護→障害					1					1						1					1		1				1
	養護→自立		1								1							1				1	1					1
自立	自立→養護		1	2	2						5						1		1	3		5	2			2	1	5
	自立→里親		1								1										1	1				1		1
情短	情短→養護		1								1								1			1	1					1
	情短→自立		1								1					1						1	1					1
計		2	8	2	2	2	3	2	1	2	24	3	4	4	1	1	1	2	1	3	3	1	24	13	2	3	4	2	24

・施設の種別：養護→児童養護施設、自立→児童自立支援施設、情短→情緒障害児短期治療施設、障害→障害児入所施設

施設一体型の施設は含まれていない。

次に、措置変更先の施設が居住地からどのくらい離れているかを見るため、居住地と入所施設との距離に着目する。居住地の近くに入所施設があると、後に家庭復帰を目指す場合には面接の調整など都合の良い面がある。一方、遠くの施設であれば、被虐待や非行ケースなど、距離ができることにより振り返りが行いやすいことがあるかもしれない。

表２は、居住地と施設の距離を「地元」「近郊」「やや遠い」「遠い」の４つに区分し、措置変更の

表２　措置変更後の施設との距離（「措置変更あり」措置変更時点）

居住地からの距離	施設種別	措置変更の理由									計（N＝24）	
		制度上の問題	施設の対応困難	状態の改善	進学	施設側の事情		その他の理由				
				状態の改善		施設の空き状況	施設側の事情	保護者の希望	将来を見据えた対応	特別養子縁組前提		
地元	乳児院											
	里親		1				1	1		2	5	20.8%
	児童養護施設	1				1			1		3	12.5%
	児童自立支援施設											
	情緒障害児短期治療施設											
	障害児入所施設						1				1	4.2%
	ファミリーホーム											
	小計	1	1			1	2	1	1	2	9	37.5%
近郊	乳児院											
	里親											
	児童養護施設						1				1	4.2%
	児童自立支援施設											
	情緒障害児短期治療施設											
	障害児入所施設											
	ファミリーホーム											
	小計						1				1	4.2%
やや遠い	乳児院											
	里親											
	児童養護施設		1	2	1						4	16.7%
	児童自立支援施設											
	情緒障害児短期治療施設											
	障害児入所施設											
	ファミリーホーム											
	小計		1	2	1						4	16.7%
遠い	乳児院											
	里親	1	1					1			3	12.5%
	児童養護施設		1	1							2	8.3%
	児童自立支援施設		4								4	16.7%
	情緒障害児短期治療施設											
	障害児入所施設					1					1	4.2%
	ファミリーホーム											
	小計	1	6	1		1		1			10	41.7%
計		2	8	3	1	2	3	2	1	2	24	100.0%

表３　被虐待経験（施設種別）

施設の種別	措置変更なし（入所時に着目）					措置変更あり（入所時に着目）				
	総数（N＝209）	入所理由としての虐待		生育歴に虐待がある者（疑いを含む）		総数（N＝24）	入所理由としての虐待		生育歴に虐待がある者（疑いを含む）	
乳児院	3	0	0.0%	2	66.7%	4	2	50.0%	4	100.0%
里親	50	10	20.0%	37	74.0%	7	6	85.7%	7	100.0%
養護	100	65	65.0%	91	91.0%	5	3	60.0%	5	100.0%
自立	17	3	17.6%	15	88.2%	4	2	50.0%	4	100.0%
情短	3	0	0.0%	1	33.3%	3	1	33.3%	3	100.0%
障害	22	8	36.4%	16	72.7%	1	1	100.0%	1	100.0%
FH	14	7	50.0%	11	78.6%	0	0	0.0%	0	0.0%
計	209	93	44.5%	173	82.8%	24	15	62.5%	24	100.0%

・施設の種別：養護→児童養護施設、自立→児童自立支援施設、情短→情短施設、障害→障害児入所施設、FH →ファミリーホーム
・入所理由としての虐待→施設に入所した理由が虐待である者
・生育歴に虐待がある者→生後以降に虐待を受けたことがある者

理由との間にどのような関連があるか整理したものである。

便宜上、居住地と同じ町の中にあるものを「地元」、居住地から車で概ね１時間以内の範囲を「近郊」、１時間以上２時間以内を「やや遠い」、２時間以上を「遠い」としている。重複ケースは一番最初の入所時点に着目している。

措置変更後の施設が、居住地からどのくらい離れているかに着目すると、地元（９件（37.5%））と遠い（10 件（41.7%））が多い。措置変更の理由と合わせてみると、地元９件では特別養子縁組を前提とした里親委託や保護者の今後の家庭引き取りを見据え地元に措置変更したケースなど、将来を見据えた対応等のその他の理由が４件、施設側の事情（受け入れる施設の体制上の問題や里親の体調不良等）が３件と多いのに対し、居住地から遠い 10 件では、６件が入所した施設の対応困難による措置変更と多く、対照的である。

（２）措置変更された子どもの環境

ここでは、措置変更された子どもの養育環境や生活環境が、措置変更につながる一因につながっていないか検証するため、被虐待経験のある子ども、措置変更が繰り返される子どもについて着目する。

表３は、「措置変更あり」24 人、及び全体の比較のため「措置変更なし」209 人を対象に、虐待が入所の理由となっている子ども、生育歴の中で過去に虐待を受けた経験がある子ども（疑いを含む）について整理したものである。

表３を見ると、「措置変更あり」の入所理由としての虐待は、児童養護施設で 60.0%、全体でも 62.5%と約６割を占めている。

次に、国の数値との比較を行う。

表４は、厚生労働省で５年に１度行われている児童養護施設入所児童等調査（H25 年２月１日現在）の数値を示したものである。

厚生労働省児童養護施設入所児童等調査（H25 年２月１日現在）では、被虐待経験のある児童は、乳児院で 35.5%、児童養護施設で 59.5%、里親で 31.1%、児童自立支援施設で 58.5%である。

表３で見られるように、A 県 F 児童相談所の５年間に措置変更された子どものうち、「措置変更あり」の虐待を直接の理由とした 62.5%という数値は、児童養護施設入所児童等調査の児童養護施設の 59.5%、児童自立支援施設の 58.5%の約６割という数値に近い。

表４　被虐待経験の有無及び虐待の種類

	総数	虐待経験あり	虐待経験の種類（複数回答）				虐待経験なし	不明
			身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待		
乳児院	3,147 100.0%	1,117 35.5%	287 25.7%	1 0.1%	825 73.9%	94 8.4%	1,942 61.7%	85 2.7%
児童養護施設	29,979 100.0%	17,850 59.5%	7,498 42.0%	732 4.1%	11,367 63.7%	3,753 21.0%	10,610 35.4%	1,481 4.9%
里親	4,534 100.0%	1,409 31.1%	416 29.5%	71 5.0%	965 68.5%	242 17.2%	2,798 61.7%	304 6.7%
児童自立支援施設	1,670 100.0%	977 58.5%	590 60.5%	45 4.6%	525 53.8%	287 29.4%	589 35.3%	104 6.2%

※　総数には、不詳を含む。
厚生労働省・児童養護施設入所児童等調査（H25 年２月１日現在）

しかし､生育歴レベルで見ると､「措置変更あり」の過去に虐待を受けた経験あり（疑いを含む）の100.0%という数値は、表４の全国の数値と比較して高く、また「措置変更なし」の子どもを見ても 82.8%という数値も高い。このことは、児童養護施設入所児童等調査でも、施設入所の原因を、直接の理由だけではなく生育歴レベルまで掘り下げてみると、過去に虐待を受けた経験がある子どもの割合は、実はもっと多いことが推測される。

次に、措置変更が繰り返されるケースに着目する。

表５は､「措置変更あり」24 人のうち、措置変更が繰り返された４人（延べ９件）について整理したものである。

措置変更が繰り返されるケース A、B、C、D の４人では、措置変更時の年齢により異なる特徴があり、年齢が 0～1 歳の A、B は、施設の管理上の問題や里親の家庭や体調の問題等「施設側の事情」によるもの、年齢がある程度大きくなった C、D は、施設で対応困難となり児童相談所に措置変更の依頼があったものである（「施設対応困難」ケース）。

施設対応困難ケース（C、D）は、過去に被虐待経験や保護者の離婚、施設入所歴がある他、C は情短→自立→養護、D は養護→自立→里親と、種別の異なる施設を移り変わっている他、C は過去に暴力行為や非行の他に ASD[7] の診断があり、D は暴力行為や不登校といった問題を抱えている。C、D は本人が抱えている問題に加え、過去に虐待を受けていたり、養育者が頻繁に変わるといった複雑な環境が重なることで問題が増幅し、施設に措置された後も施設での対応が困難となり、家庭復帰も望めず、他へ措置変更されるといった構図が浮かんでくる。

今回の調査では、措置変更を繰り返しても改善が見られず、家庭復帰もできないことから「施設間の措置変更が繰り返され居場所が安定しない子ども」がいることが見られた[8]。こうした事例は、おそらく数多く存在することが推測される。こうした子どもたちに対して、どのようにしてケアを行うことが望ましいかが今後の課題である。

４．研究結果

本研究では、措置変更された子どもの状況や環境について着目した。

措置変更の状況については、措置変更のタイプは理由別に５つのタイプに分類できること、措置変更された子どもの環境については、被虐待児童の潜在数が多いこと、措置変更が繰り返されるケースでは居場所の安定しない子どもの存在が明らかになった。

（１）措置変更の状況

本研究では「措置変更あり」24 人の特徴について、３（１）の表１で述べたように施設間の移動を

表5　措置変更が繰り返されるケース

	変更時年齢	措置変更理由	変更種別	被虐待経験	保護者の離婚回数	過去一時保護回数	過去施設入所
A	1	施設側の事情	障害→障害	○	0	—	
	1	施設側の事情	障害→障害			—	
	1	施設側の事情	障害→障害			—	
B	0	施設側の事情	里親→里親	○	0	1	1年未満（1）
	1	施設側の事情	里親→里親			1	
C	13	施設対応困難	情短→自立	○	3	5	5年以上（1） 1年未満（1）
	15	施設対応困難	自立→養護			7	
D	14	施設対応困難	養護→自立	○	1	—	1年未満（1）
	16	施設対応困難	自立→里親			—	

軸に措置変更の理由を整理し、5つのタイプに分類した。

①～③は、これまでの先行研究でも指摘されていたが、④、⑤は今回の調査で明らかになったものである。

①制度上の問題

乳児院からの措置変更では、2歳までの間に他の施設への措置変更が見られている。

また、乳児院からの措置変更では児童養護施設よりも里親への措置変更の方が多い。

②施設の対応困難による措置変更

施設での対応困難により児童相談所に措置変更の要望があったケースでは、本来、自立支援や治療により子どもの改善を目指す児童自立支援施設や情短施設でも、これ以上の治療や改善の効果が望めず、家庭復帰もできないことから、児童養護施設等に措置変更となっているケースも見られている。

なお、ここでは施設の体制や職員の力量といったことまでは、明らかになっていない。

③子どもの発達や状態の改善による措置変更

状態の改善による措置変更は、児童自立支援施設から児童養護施設への措置変更などに見られているが、児童自立支援施設が子どもの自立支援等による改善を目的とした施設であることから、施設目的が達成されたものと見ることができる。

④施設側の事情

当初希望する施設が満床であり、やむを得ず他の種別の施設に入所措置したが、後から希望する施設種別に空きができたため措置変更となったケースや、施設に入所措置が取られた後に子どもをケアすることが可能な人的、物的な体制が整わなくなったことから措置変更されたケースが見られた。

里親から里親、障害児入所施設から障害児入所施設等、同じ施設種別への措置変更が見られ、状況によっては他の施設種別では対応困難なケースが見られている。

⑤その他の理由

特別養子縁組前提として措置変更したケースや、保護者が面会に行きやすくなるように近くの施設への措置変更を希望し、児童相談所でも今後の家族再統合の視点からそうした方が良いと判断したケース（「保護者の希望」）、子どもを暫定的にある施設種別に措置し、一定機関をそこで様子を観察した上で適切な施設種別に措置変更したケース（「将来を見据えた対応」）などが見られた。

（2）措置変更された子どもの環境

次に、措置変更された子どもの環境が、措置変更につながる一因となっていないか検証したところ、次のことが明らかになった。

①被措置児童虐待について

3（2）の表3と表4の比較から、措置変更された子どものうち、虐待を直接の入所理由とした数値（「措置変更あり」62.5%、「措置変更なし」44.5%）は、厚生労働省・児童養護施設入所児童

等調査の数値（児童養護施設 59.5%、児童自立支援施設 58.5%）に近いが、生育歴レベルで見ると、「措置変更あり」の過去に虐待を受けた経験のある子どもの数値は 100.0%と高く、また「措置変更なし」の子どもも 82.8%であり（いずれも疑いを含む）、児童養護施設入所児童等調査と比べて非常に高いことが明らかになった。

このことから、施設入所等している子どものうち、過去に被虐待経験のある子どもは、児童養護施設入所児童等調査や先行研究等で公表されている数値よりも実は高いことが想定され、今後の確認が必要である。

②措置変更が繰り返されるケースについて

3（2）の表5から、措置変更が繰り返される子どもの中には適切な施設がなく（児童養護施設、児童自立支援施設、情短施設等、様々な施設種別を移り変わっている子どもが存在する）、各施設で状態の改善を試みるも改善されず、施設内でも様々な問題を起こすことなどから、これ以上の対応が困難であり、家庭復帰も望めず、やむなく他の施設へ措置変更された「施設間の措置変更が繰り返され居場所が安定しない子ども」の存在が明らかとなった。

「施設間の措置変更が繰り返され居場所が安定しない子ども」は、過去に被虐待経験や児童相談所での一時保護の経験があるほかに、養育者が頻繁に替わり、子ども自身が元々持っていた要因が複雑な養育環境の中で増幅するなど、様々な問題を抱えている。

こうした子どもは、調査対象数が増えれば多くなることが推測され、どのようにケア等を行っていくかが今後の課題であり、例えば、関係機関の職員の他に第三者である専門家や有識者等を含めたプロジェクトチームで対応を検討することも、一つの方法である。

5．まとめ

今回の調査では、措置変更を5つのタイプに分類し、それぞれ異なる特徴があることが明らかになった。これまでの先行研究でも、制度上の問題や施設の対応困難による措置変更、子どもの発達や状態の改善による措置変更は報告されていたが、それ以外にも施設側の事情によるもの、特別養子縁組を前提としたもの、保護者の希望を児童相談所が追認したものなど、これまでの報告には見られないタイプの措置変更があることが明らかになった。

また、今回の調査では、施設入所した子どものうち、過去に被虐待経験のある子どもの割合は、生育歴レベルまでさかのぼると、児童養護施設入所児童等調査や先行研究等で公表されている数値よりも高いことが明らかになった。

一方、本来は、子どもの状態の改善を目指す児童自立支援施設や情短施設からも、対応困難により措置変更されているケースが見られ、措置変更を繰り返してもこれ以上の改善が見込まれず、「施設間の措置変更が繰り返され居場所が安定しない子ども」の存在が明らかになっている。

施設で改善が見込まれなければ、家庭復帰が望めない子どもは、他の施設に措置変更せざるを得ない場合が生じる[9)]。

既存の社会的養護の枠組みの中で、対応が難しい子どもが数多く存在することがうかがわれ、社会的養護の枠組みの再編成等、今後の検討が必要である。

注

1）厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2013（平成 25）年 8 月）「子ども虐待対応の手引き」によると、「子どものパーマネンシーとは、永続的な人間関係や生活の場を保障することであり、子どもの発達支援、自立支援における基本的な視点である。大人との情緒的・心理的関係や生活環境の安定性と継続性は子どもの健全な発達に不可欠である。とりわけ家庭から離れて暮らす子どもについては、施設においても里親家庭においてもパーマネンシーに配慮した対応を行う必要があり、長期にわたる社会的養護が必要な場合は子どもの自立を見通した上でのパーマネンシープランニングが必要」と記されている。

2）乳児院からの措置変更に着目した研究

星野ほか（1998）は、年齢超過により乳児院入所児が他の児童福祉施設に生活の場を変えた4つの事例の検討を行い、子どもが生活環境の変化により、用便の訴えをしなくなったり、一人で食事ができなくなる等、退行が見られたことを述べている。

松原（2002）は、乳児院には他の児童福祉施設のような自立支援計画の策定がないことや、措置変更に関するインフォームドコンセントが不十分で措置変更先と事前の連絡等があまりなされておらず、見学もほとんどされていないこと、乳児院と児童養護施設一体型の施設では、子どもの生活環境に急激な変化をもたらすことなく時間をかけた移行ができること等を述べ、改善策として、①援助計画策定の改善と拡大、②措置変更前後の施設間交流を豊かにするための施策の充実、③約4割の乳児院が児童養護施設を有している一体型施設のメリットに着目すること、④児童養護施設が小規模乳児院や幼稚部を設置することを挙げ、短期的には援助計画の策定、中長期的には現行措置制度や施設体系の再編成を提案している。

3）施設で対応困難となった子どもに着目した研究

大久保・山本（2013）は、児童養護施設での不適応を理由に再度、児童相談所で一時保護を実施した子どもに対し、一時保護解除後にどこまでどのような支援が行われているかを探っている。問題行動を契機として何らかの治療的・個別的支援が開始された子どもが数多くおり、支援が十分に行き届いていない理由として、業務量の超過と、児童相談所と児童養護施設の連携不足による弊害を挙げており、少なからず社会的養護の中で問題行動・不適応状態を呈するために、十分なサービスによる利益を得られないでいる子どもが存在することを指摘している。

4）伊藤ほか（2016）は、措置変更はすべての施設種別で行われており、その年齢も非常に幅広いこと、子どもの成長・発達に伴う措置変更が多い傾向にある施設群と、子どもの行動上の困難や養育環境上の課題に対応するための措置変更が多い傾向にある施設群があることを指摘し、子どもの行動上の困難が生じた場合は児童養護施設から情短施設、および児童自立支援施設への措置変更が行われ、子どもたちの発達に伴う措置変更の必要が生じた場合は児童養護施設が再び受け入れるという流れがあり、社会的養護内で児童が18歳に至るまでに各施設を還流していると述べている。

5）情緒障害児短期治療施設（情短施設）は、児童福祉法改正法により、平成29年4月1日から児童心理治療施設に名称変更されているが、ここでは、旧名称で取り扱う。

6）国は、子どもの養育環境をできる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的な安定した愛着関係の中で行われることが望ましいとして今後数十年をかけて施設養護の割合を減らし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームの入所割合を増やす方向で進めており（厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2012.11.30）「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」）、また、社会的養護については、里親委託を優先して検討するように勧めており（里親委託優先の原則・厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2011.3.30）「里親委託ガイドラインについて」2．里親委託優先の原則）、「乳児院入所児童の措置変更を行う場合には、原則として、里親への措置変更を検討する」（「里親委託ガイドラインについて」、3．里親委託する子ども（3）①乳児院から措置変更する子ども）としている。

7）自閉症圏域の発達障害は、DSM-Ⅳでは診断カテゴリーにより構成されており、自閉症障害、レット障害、小児期崩壊性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性発達障害、非定型自閉症は個別に分類されていた。これまでのDSM-Ⅳをそのまま用いると、特定不能の広汎性発達障害が広がってしまうことなどから、DSM-5では重症のものから軽症のものまで境界線を引かずに連続体として捉え、レット障害を除く従来の自閉症、アスペルガー障害、その他の広汎性発達障害を一括化している。本研究では、自閉症圏域の発達障害については、DSM-5の自閉症スペクトラム（ASD）の概念を用いている。（高橋、大野監訳（森、杉山、岩田）、2014）

8）アメリカ：里親間を「たらい回し」される子ども

原田（2011）は、アメリカでは州の福祉機関が里親や施設に子どもを託置し、24 時間体制でケアを与える日本の「社会的養護」に当たるフォスターケアがあるが、フォスターケアはあくまで暫定的な養育環境を子どもに与える仕組みであり、長期化することは子どもの「たらい回し」が発生するので望ましくないと述べている。また、池谷（2014）は、フォスターケアは「家庭外で子どもたちに対する 24 時間体制の代替的な世話をする制度」と定義づけられているが、日本の社会的養護と異なり、全体の 84％が里親へと預けられており、問題点としては、アメリカの家庭制度の崩壊（結婚率の低下、離婚率の増加）や児童虐待の増加等により里子の数が増え里親が不足し、問題のある里親も多く（30 時間程度の講習でなることができ、養育費目当ての里親や虐待する里親もおり、行政も手が回らずサポートも不足している）、里親制度自体が 2 年ごとの契約更新であること等から、子どもが里親から次の里親へとたらい回しにされる現象が生じていると述べている。

9）児童自立支援施設や情短施設は、子どもを長期に滞留させることが想定されておらず、（児童養護施設入所児童等調査〔平成 25 年 2 月 1 日現在〕では、在所平均期間は児童自立支援施設が 1.0 年、情短施設が 2.1 年）、年齢的にも中卒の子どもを入所させるケースは少なく（同調査では、16 歳以上の子どもの割合は、児童自立支援施設では全体の 2.8％、情短施設では 0.3％）、ある程度の年齢までに効果が現れなければ、他の施設への措置変更や家庭復帰を検討することになる。

文献

・池谷和子（2014）「アメリカにおける里親制度」『東洋法学』第 57 巻第 2 号、81-90.
・伊藤嘉余子、石田賀奈子、野口啓示ほか（2016）「措置変更ケースにおける支援内容や記載事項に関する調査研究事業」平成 27 年度厚生労働省「子ども・子育て支援推進調査研究事業」.
・遠藤洋二（2015）「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査～児童自立児童支援施設に対する全国調査の中間報告～」『非行問題』2015、117-133.
・大久保牧子、山本恒雄（2013）「問題行動により、児童養護施設で不適応を起こした児童の支援」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第 50 巻、253-269.
・島田正亮（2016）「児童養護施設における措置変更に関与する要因の検討　―若手職員への面接調査から―」『杏林大学研究報告』教養部門 33、33-39、2016-02.
・高橋三郎、大野裕監訳（森則夫、杉山登志郎、岩田泰秀）（2014）「臨床家のための DSM-5 虎の巻」、37-42.
・原田綾子（2011）「アメリカのフォスターケアの実情と課題」『新しい家族』（54）、138-143.
・星野政明、古賀孝、稲垣利久（1998）「乳児院から『措置変更』される子たち」『一宮女子短期大学研究報告』（37）、335-343.
・松原康雄（2002）「要養護児童のパーマネンシー保障について　―乳児院から児童養護施設への措置変更をめぐって―」明治学院論叢（673）、1-21、2002-03.
・厚生労働省（2015）「福祉行政報告例」.
・厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2013.8）「子ども虐待対応の手引き」.
・厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2011.3.30）「里親委託ガイドラインについて」.
・厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2012.11.30）「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」.
・厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2013）「児童養護施設入所児童等調査」.
・厚生労働省「社会的養護の現状について（平成 28 年 11 月）」
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku-0000143118.pdf
（2016.12.5 入手）.

（北海道大学大学院教育学院・修士課程修了）